

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条及び第三十七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。